

地域コミュニティの取組に関する調査（いちき串木野市）

平成 2 6 年 8 月

〇いちき串木野市の概要

人口	29, 926	人
世帯数	13, 537	世帯
小学校区数	9	校区
自治会等名称	自治公民館	
行政区長委嘱制度	なし	
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	市内 1 6 地区のまちづくり協議会	

〇いちき串木野市の取組

担当 部局	・ 担当部局はまちづくり防災課。地域からの要望等は窓口であるまちづくり防災課が受け付ける。案件によっては、担当課に案内したり、後日回答する等、状況に応じて対応している。
取組 の 経 緯	・ 平成 17 年 10 月に旧串木野市と旧市来町が合併し、いちき串木野市となる。平成 18 年度に新市の総合計画を策定。基本方針として「市民と行政のパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』」を掲げた。 ・ 平成 21 年 8 月に副市長、教育長、関係課長で構成する内部検討委員会を設置し、共生・協働のまちづくりの在り方を検討した。地区説明会やパブリックコメントを経て、新たな地域自治組織「まちづくり協議会」の設置等を盛り込んだ「共生・協働のまちづくり推進計画」を平成 23 年 3 月に策定した。 ・ 取組方法としては、まず「まちづくり協議会」を設置し、実際の活動事例をつくり、その後、条例で協議会を位置づけることとした。

〇まちづくり協議会

概要	- 地域の課題解決や将来像の実現について、地域が自ら考え、実行できる組織を目指して設立。市内を 16 地区に分け、地区内の自治公民館（いわゆる自治会）、婦人会（部）、子ども会、高齢者クラブ等の各種団体や企業等を構成団体とする組織である。構成団体は、地区の実情に応じて準備委員会の協議により決定される。 - 設立にあたっては、まず準備委員会を設置し、組織体制等について検討した後に協議会設立となる。機運が醸成された地区から設立に取り組むこととしたため、準備委員会の期間や協議会設立の時期は地区によって異なる。 - 平成 23 年 5 月に野平地区で最初の準備委員会が設立され、平成 25 年 5 月までに全 16 地区で協議会が設立された。
区域	- 従来から市内 16 地区に自治公民館の連合組織である地区自治公民館が存在していたことから、地理的・歴史的につながりが深い 16 地区をまちづくり協議会の区域として設定した。 - 市内の小学校区は 9 校区。市の周辺部は地区＝小学校区となっているところが多いが、中心部は小学校区より細かい区割りとなっている。
組織体制	5 地区については、従来から交流センター（地区の拠点施設）の管理人を地区で雇用しており、まち協設立後は、管理人が協議会の事務局も兼務している。 - 他の 11 地区については、「まちづくり協議会嘱託員補助金」（月 5 万円×12 月、週 3 日程度の勤務を想定）を交付し、地区で事務局員を雇用している。 「共生・協働のまちづくり推進計画」の中で、部会制の組織図を例示しており、各地区で、地域の実情に応じた部会を設置している。
地区まちづくり計画	- 地区が抱える課題や将来像などを話し合い、「地区で行うもの」、「協働（地区と行政）で行うもの」、「行政で行うもの」に分けて役割分担を明確にし、計画としてまとめたもの。計画期間は概ね 5 年間とし、5 年毎に見直しを行う予定。現在、11 地区で策定済。 - 協議会設立 1 年目は、従来の事業を行いながら、計画策定に向け、地区内アンケートやまちあるきなどを行い、地区内の意見、要望等を抽出し、計画としてまとめていく。 - 策定にあたっては、地区役員を対象としたワークショップ研修や計画作成経費の補助金、地区担当職員による支援を行っている。
拠点施設	既存の公共施設への併設等、有効活用しながら、「交流センター」を 15 地区に整備済み。残り 1 地区については、まちづくり協議会と協議・検討中。

○自治基本条例

概要	・ 「共生・協働のまちづくり推進計画」において、先に「まちづくり協議会」の設立に取り組み、その後、まちづくりの基本理念や協働の仕組みなど市政を進める上で基本となる事項を定めた自治基本条例の制定について検討することとしていた。 ・ 条例制定にあたっては、白紙の段階から公募の市民委員等により条例素案を作成することとした。 ・ 平成 23 年 5 月に市の内部検討委員会において条例の策定方針を決定。策定検討委員会、パブリックコメント等を経て、平成 26 年 4 月施行。
策定検討委員会	・ 市民委員 23 名、市職員委員 5 名で構成。委員の謝金は 1 回につき 2,000 円（交通費込） ・ 最初の 2 回は、大学教授の講演や専門家によるワークショップ研修を実施。第 3 回以降は、市民と行政の協働により取組を進めた。 ・ 委員会の中に、市民委員 2 名と市職員委員 5 名による起草委員会を設置。全体会で出された意見を条文にしていくためのたたき台を作成し、そのたたき台を基に、また全体会で検討するという流れで素案を作成した。 ・ 条例素案について、より多くの市民の意見を盛り込むため、市民説明会を開催。市民委員が中心となって司会進行、説明、質疑に対する応答等を行い、市民に対して説明した。

○行政の支援

財政的支援	・ まちづくり協議会設置補助金…協議会の設立経費。限度額は 10 万円 ・ まちづくり協議会運営補助金…世帯数に応じて年額 10～25 万円 ・ まちづくり協議会嘱託員補助金…事務局員の賃金。月 5 万円×12 月。3 年限度 ※従来から交流センターの管理人を雇用している 5 地区は対象外 ・ 地区まちづくり計画策定補助金…新規計画作成に要する経費。限度額は 20 万円 ・ 地区まちづくり計画見直し補助金…5 年毎の計画見直しに要する経費。限度額は 5 万円 ・ 地区まちづくり計画に基づく事業実施補助 ソフト事業（補助率 10/10、年 30 万円以内同一事業は 3 年限度） 例）ホームページ開設、イベント用備品、安全パトロール用品の購入等 ハード事業（補助率 9/10、年 100 万円以内） 例）体験ピザ釜の整備（薩摩藩留学生記念館の近くに整備）、里道補修工事等 食糧費、役員等の人件費は補助対象外。営利目的、宗教、政治活動も補助対象外。
-------	--

人的支援	・各地区に主に課長補佐級～係長級の地区担当職員を4名配置。行政情報の提供・収集やまちづくり協議会の設立、地区まちづくり計画策定や事業を実施する際の支援を行っている。 ・平成23年1月に任命。地域担当職員研修（庁内研修、県外視察等）と並行して、まちづくり防災課職員とともに、まちづくり協議会設立についての地区説明会に参加した。 ・協議会の設立やまちづくり計画策定にあたっては、市からの財政支援もあったが、外部へ委託するには不十分であった。そのような中で、地区担当職員が果たした役割は大きい。 ・任期は3年。全職員が1度は地区担当職員を経験するように3年交代としている。新任者には再度研修を実施した。 ・運動会や夏祭り等の行事は住民としての参加だが、協議会の話し合い活動等については公務扱いで対応している。
その他の支援	・物的支援 市民の公益活動を支援するため、市所有の車両、備品等を貸し出している。まちづくり協議会だけでなく、自治公民館等も利用可能。 ・市まちづくり連絡協議会 各地区まちづくり協議会会長による会議を月1回開催。

○取組の効果

・まちづくり協議会設立や地区まちづくり計画策定等の取組により、住民自身が地域をもう一度見直す機会になった。また、住民の視点によるアイデアで、これまでと違った取組が出てくるのではないかと期待している。 ・自治基本条例制定の取組が、まさに「協働」による取り組みになったと感じている。
--

○今後の課題・展望

・まちづくり協議会の事務局員の人件費について見ると、従来から管理人が常駐していた5地区とそれ以外の地区で制度が異なっている。今は制度の過渡期であり、他の部分についても地域と協議しながら、調整を図っていく必要がある。
